

議案第47号

平林線舗装修繕工事の請負契約の解除に係る損害賠償の額を定めること  
について

平林線舗装修繕工事の請負契約の解除に係る損害賠償事件に関し、次のとおり損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

損害賠償及び和解の相手方	損害賠償の額	和解の内容	損害賠償の原因
岩手県北上市 和賀町藤根13 地割244番地 1  株式会社千葉 匠建設 代表取締役 千葉 隆一	1,743,765円	損害賠償の額を左記のとおりとし、今後双方とも一切の異議又は請求の申立てをしない。	令和6年6月18日に請負契約を締結した平林線舗装修繕工事において、入札における設計金額の誤りにより適正な入札及び契約ができていなかったことが判明し、令和6年7月17日に工事請負契約を解除したため、相手方に工事の準備に要した費用等の損害を負わせたものである。

令和6年9月27日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

平林線舗装修繕工事の請負契約の解除による損害の和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものである。